

## 第34回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月21日（金）午後3時00分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

### 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 令和4年度農業委員会活動実績について

(2) 報告第2号 令和5年度農業委員会活動計画について

(3) 報告第3号 令和5年度農業委員会予算について

(4) 報告第4号 農地の現況に関する照会について

(5) 議案第1号 農用地利用集積計画について

(6) 議案第2号 農地法第3条買受適格証明願について

(7) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

(8) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

(9) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

(10) 議案第6号 非農地証明願について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之      2番 笹沼 保治      3番 秋本 則夫

4番 瀧田 歌子      5番 佐藤 孝      6番 唐橋 洋子

7番 助川 悦夫      8番 阿見 芳      9番 高瀬 隆至

10番 郡司 裕一      11番 屋代 幸子      12番 森 隆道

13番 荒井 一夫      14番 越沼 良      15番 鈴木 賢一

16番 相馬 和恵      17番 木村 光一

6 本会に出席した職員

(1) 農業委員会事務局長      伊 藤 甲 文

(2) 農地振興係長      生田目 友理子

(3) 農地調整係長      金 山 和 弘

(4) 農地調整係副主幹      松 本 武 久

(5) 農政課農政係主事      宮 澤 拓 巳

7 傍聴人 なし

### 開会の宣言

午後3時16分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局 (伊藤 甲文) それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長 (荒井 一夫) <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第34回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、1番津久井委員、2番笹沼委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の生田目係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (金山 和弘) <資料訂正箇所等の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「令和4年度農業委員会活動実績について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (伊藤 甲文) <総会資料説明4ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「令和5年度農業委員会活動計画について」及び報告第3号「令和5年度農業委員会予算について」を一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (伊藤 甲文) <総会資料説明5~8ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号及び第3号を終わります。

次に報告第4号「農地の現況に関する照会について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明9ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第4号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（宮澤 拓巳） <総会資料説明10～58ページ>  
農地中間管理機構特例事業 4件  
利用権設定等促進事業 68件  
農地中間管理事業 6件

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。  
本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

それでは次に、議案第2号「農地法第3条買受適格証明願について」を上程します。申請件数は2件です、はじめに事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料説明 59 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤 孝） 去る4月18日に現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。それではご報告いたします。ただ今の買受適格証明願2件について、事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われま。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第2号は、原案のとおり証明することといたします。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は11件です。はじめに事務局から説明を願

ます。

事務局（松本 武久） <総会資料説明 60～62 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤 孝） 農地法第3条の規定による許可申請11件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査・検討した結果、許可することに問題は無いと思われます。以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は計1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明 63 ページ、別冊資料説明 5 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤 孝） 調査結果についてご報告いたします。

申請番号1、須賀川地内の敷地整備、来客者用駐車場整備のための転用申請ですが所有者へ聞き取りを行った結果、現地は納屋などが以前より建っており、所有者は農地との自覚がなく転用したようです。周辺地域への影響が少ないこと及び始末書が提出されていることから、許可することはやむを得ないと思われます。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明 64・65 ページ、別冊資料説明 6 ページ>

※申請番号6については申請取下げ

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤 孝） 調査結果についてご報告いたします。

申請番号1、前田地内の申請地について、当該地は宅地の裏手にあり、狭隘な土地で農地として管理されておりました。住宅用地となっており、東側に農地が残りますが農地への影響は少ないと思われまので許可することも問題はないと思います。

申請番号2、余瀬地内の申請地について、稲育苗用パイプハウスが設置されておりました。周囲に農地がありますが周辺農地への影響は軽微であると判断し、許可することに問題ないと思います。

申請番号3、湯津上地内の申請地について、農用地ではありませんが、その他農業務用地としてWCS及び農業用機械置場の設置のための転用であり、周囲への影響は少ないため、許可することに問題ないと思われま

す。

申請番号4、野崎1丁目地内の申請地について、周囲は農地と住宅が混在しておりますが農地への影響が少ないことから、許可することに問題ないと思います。

申請番号5、親園地内の申請地について、野菜栽培の畑として利用されております。ご子息の住宅建築のための転用であり、周囲の内への影響は少ないと思われまので、許可することに問題はないと思います。

以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料 66～67 ページ、別冊資料説明 12 ページ>  
議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤 孝） 調査結果についてご報告いたします。

調査結果についてご報告いたします。

申請番号 1、富池地内の申請地については、宗教施設の敷地内であり、垣根としてドウダンツツジが植樹されておりました。証明することに支障はないと思われます。

申請番号 2、佐良土地内の申請地について、建築資材置き場として使用されており、農地として利用された形跡は見られませんでした。証明することに支障はないと思われます。

申請番号 3、福原地内の申請地について、すでに平成 7 年には住宅が建築されており、今回、建て替えのための証明願いととなりますが証明することに問題はないと思われます。

申請番号 4、大輪地内の申請地について、進入路と納屋があり、納屋が建っている箇所に住宅を新築することなので証明することに支障はないと思われます。

申請番号 5、南方地内の申請地について、住宅用の敷地となっており農地として利用された形跡は見られませんでした。証明することに支障はないと思われます。

以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第 6 号は原案のとおり証明することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願います。

<木村 光一委員挙手>

議長（荒井 一夫） 木村委員。

木村 光一委員 17 番木村です。議案第 5 号申請番号 6 について、取り下げとなった理由をお聞かせください。

事務局 (金山 和弘) 取り下げの理由について、お答えします。許可申請がなされた後に土地改良区から連絡が入り、申請地は土地改良区の受益地であることが発覚したため、農業委員会で申請書類を再点検いたしました。

しかしながら公図、登記簿を確認しても客観的な資料からは、土地改良区の受益地と判断することができませんでした。土地改良区受益地との申出があったため申請代理人に、その旨報告したところ、早急に内容を確認するとの回答がありましたが、ある一定期間の時間的猶予を持たせ、申請代理人からの回答や動向をうかがっておりましたが、承諾の可否について回答がなかったため、取り下げとなりました。

木村 光一委員 申請の段階では受益地であることは分らなかったのでしょうか。なぜ、土地改良区から受益地である旨の連絡が入ったのか合わせて伺います。

事務局 (金山 和弘) 総会資料については、各関係部署へ送付しており、土地改良区にも送付しております。そのため、土地改良区において総会資料を確認したと思われます。

議長 (荒井 一夫) 他に意見はございますか。

事務局 (金山 和弘) 事務局から申し上げます。昨日、4月20日(木)違反転用が発覚しましたので、皆様に報告させていただきます。

場所は本町1丁目、地目は田、面積は1,132㎡、地権者は住吉町1丁目の方です。貸駐車場としている場所が違反転用でありました。

地権者は、貸駐車場としている土地の地目が農地になっているため、今後、土地を売買する際に農業委員会の許可が必要になるのではないかと思います。平成17年より、駐車場の需要が増えることから、当時の地権者が借主に土地を提供した経緯があります。

地権者は、平成23年に当該地を相続しましたが、その時点ですでに違反転用であったと思われます。農業委員会における手続きとして相続の届出については、現地確認は行っておりません。4月24日(月)から貸駐車場としての使用を一時中止しました。地権者及び借主には、早急に転用申請の提出を求めています。以上報告事項です。

<佐藤 孝委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 現在、駐車場には砂利が敷かれていると思うが、その砂利をすべて取り除くのでしょうか？

事務局 (金山 和弘) 砂利を取り除くなどの現状変更は行わず、駐車場の使用を中止し、早急に転用申請の提出をお願いしました。

事務局 (伊藤 甲文) 来月の総会の案件として提出予定です。

議長（荒井 一夫） 転用申請の内容と手続き手順の説明をしてください。  
事務局（金山 和弘） 今後、地権者と借主とで農地法第4条の申請、すなわち自己転用申請の作成をお願いしております。4月末の総会議案提出期日に間に合えば、5月の総会において議案として上程し、事後承認いただければと考えます。

議長（荒井 一夫） 平成17年から既に駐車場として使用されており、今になって諸々の確認が取れたので農地転用の申請を行うことになるようです。本件については、以上でよろしいでしょうか。

その他ございますか。

事務局（金山 和弘） 机上にありますA3ヨコ・カラーの資料をご覧ください。

■■■■■■氏の一時転用の現在の状況です。農地転用申請地は、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■になります。この空中写真は、令和4年に撮影したのですが、■■■■■■まで土砂が入っていることが確認できます。生活環境課に確認したところ■■■■■■は、予め土砂搬入の許可を得た特定事業区域では無いそうです。

裏面を御覧ください。3月20日から現在に至るまでの経緯を記載しました。掻い摘んで説明いたします。

3月20日に農業委員会は、■■■■■■氏と面談し、違反転用である旨を説明し、早急に農地法第4条事業計画変更申請書の提出をするよう求めました。

3月31日にベリー農産の代表より事業計画変更届が提出されるも、工程表の添付がないため、いつまで工事をするのかが不明な状態でした。ベリー農産に工程表の添付がなく、一時転用の許可はできる内容ではないと伝えると「搬出先が決まらず工程表が作成できない」と回答がなされました。その際に「4月15日頃に現地測量、4月20日頃に再度申請を行う予定」と話していましたが、15日、20日の両日とも現地測量及び再申請は履行されませんでした。

本日（4月21日）午前中に電話で確認したところ、測量については大型連休明けに行う予定であるが、土砂の搬出先は未定だが6月30日までに完了するとの意向でした。■■■■■■

■■■■■■  
■■■■■■  
■■■■■■  
■■■■■■  
■■■■■■  
■■■■■■  
■■■■■■

[REDACTED]

議長（荒井 一夫） 何か質問はありますでしょうか。

[REDACTED] 農業委員会としては農地法に基づいた農地改良の部分の対応となります。土地全体に土砂が入りすぎているため搬出・撤去が完了しないと農地改良した土地の確認ができない状況にあります。一方で山林や隣接地まで土砂が入っているため、農林整備課や生活環境課でも対応を検討している状況のようです。

議長（荒井 一夫） 何かご意見などありますでしょうか。

議長（荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第34回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後4時17分 閉会